

Q 解雇予告の 30 日は、残った年休消化後にカウントを開始すべきか

A

解雇予告は、「労働者が突然の解雇から被る生活の困窮を緩和する」のが目的で、年次有給休暇は、賃金を失うことなく、休暇を取る権利を与えるものです。

これらの関係について、行政解釈では「年次有給休暇の権利は予告期間中に行使しなければ消滅する」（昭 23.4.26 基発第 651 号）と述べ、「有給休暇の付与を会社側の都合により延期している場合（にも）、休暇日数に応じ平均賃金を支払った上解雇手当を支払う」ことまで求めています。ですから、年休の取得日数も含め、30 日前に予告すれば足ります。

もちろん、年休消化後から 30 日をカウントするのは、法を上回る措置ですから可能です。

なお、年休消化後退職日までの間に、本人が自己都合で欠勤すれば当然のことですが、日数分の賃金をカットすることができます。